（様式第９号）

主任技術者等（専任特例１号）の配置を予定している場合の確認事項

○○工事

（○○建設（株））

主任技術者等（専任特例１号）の配置を予定している場合は、下記の確認事項にレまたは■を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 主任技術者等（専任特例１号）の配置を予定している。 |
| □ | （１）工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事は２億円未満）である。 |
| □ | （２）工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者等がその１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道２時間以内である。 |
| □ | （３）下請け次数が３を超えていない。 |
| □ | （４） 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に配置できる。  なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有するものである。 |
| □ | (５)　CCUS 等により、主任技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じることができる。 |
| □ | （６） 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えることができる。 |
| □ | （７）主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保することができる。 |
| □ | （８）兼務する工事の数は、本工事を含め同時に２件までである。 |

要件を確認するための資料は、落札決定後に情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書の提出を求める。